

四 監 査 第 143 号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、
その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年3月16日

四国中央市監査委員 河村 聖 載

四国中央市監査委員 山本 照 男

請求人の氏名は省略

四国中央市監査委員 河村 聖載

四国中央市監査委員 山本 照男

四国中央市職員措置請求の監査結果について(通知)

平成 27 年 1 月 13 日付をもって提出のあった職員措置請求に係る監査の結果を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 27 年 1 月 22 日に受理した。

第2 監査の実施

1. 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人(3 名)に対し、平成 27 年 2 月 5 日陳述の聴取を行った。陳述にあたって、同条第 7 項の規定により関係職員を立ち会わせた。

2. 関係人の陳述の聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、四国中央市から関係書類の提出を求め、平成 27 年 2 月 12 日に関係職員から陳述の聴取を行った。陳述にあたって、法第 242 条第 7 項の規定により請求人を立ち会わせた。

第3 請求の要旨

請求人の四国中央市職員措置請求書及び陳述による措置請求の要旨は、次のようなものである。

1. 請求の理由

平成24年3月29日、市は株式会社日建設計大阪オフィスと四国中央市市民文化ホール基本設計及び実施設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)を締結した。しかし、当該設計図書に基づく市の工事発注において、3度にわたる入札不調により当初計画の市民文化ホールは実現を見ないこととなった。

契約書に付随する、四国中央市市民文化ホール基本設計及び実施設計業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)の設計と条件のうち、建設条件には「予定工事費50億円(造成費を含む)、建設工期平成25年6月から平成27年3月指定の期日までに完工引渡しを設計条件とする。」と明記されている。受注者がそれを履行せず、工事発注も実現できなかったことは、設計図書に瑕疵(特記仕様書の建設条件を満たしていない)があり市に損害を与えたので設計委託料の満額支払は納得できない。

2. 請求する措置

契約書第45条第1項に「発注者は、成果物に瑕疵があるとき、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補もしくは履行を請求し、もしくは修補に代え、又は修補もしくは履行の請求とともに、損害の賠償を請求できる。」と規定されており、関連する同条第2項、第46条の各条項に基づき、市長に対して、受注者の株式会社日建設計大阪オフィスに契約金額の適切な返還を実現させるよう措置を求める。

第4 監査の概要及び結果

1. 事実確認

(1) 基本設計・実施設計等に係るこれまでの主な経緯

平成21年	7月	市民文化ホール建設基本構想策定委員会設置
平成22年	7月	市民文化ホール建設基本構想タウンコメント実施(～8月)
	9月	市民文化ホール建設基本構想策定
平成23年	5月	市民文化ホール建設委員会設置
	9月	地元説明会(中上地区第1回、基本設計について)
平成23年	12月	市民文化ホール設計プロポーザルコンペ実施(～3月)
平成24年	3月	設計者決定
		市民文化ホール基本設計及び実施設計業務委託の契約締結
平成25年	3月	市民文化ホールシンポジウム
		地元説明会(中上地区第2回、造成について)
	8月	市民文化ホール基本設計及び実施設計業務の完成
	10月	第1回入札公告(中止)
平成26年	2月	第2回入札公告(不調)
	8月	第3回入札公告(不調)

(2) 市民文化ホール建設基本構想

平成22年9月に策定された建設基本構想とは、文化や芸術の享受や求められる文化的機能という観点のもとより、まちづくりの観点から単なる点としてのホール建設ではなく、新しく船出した四国中央市のシンボルとなる施設として、まちづくりの拠点となる施設としての完成をめざして、大きな方向性を示したものである。

(3) 用語(建築用語辞典編集委員会 編「建築用語辞典第2版」)

ア 基本設計

建築主が提示する条件などを整理・検討し、それらの要求を満たす建築物を設計する過程または業務。

イ 実施設計

請負契約や工事実施のための設計図書を作成すること。

ウ 設計図書

工事を実施するために必要な設計図と仕様書の総称。

(4) 基本設計及び実施設計業務委託

市民文化ホール設計プロポーザルコンペにおいて設計者の決定を経た後、契約書を平成24年3月29日に締結した。その仕様書では、「基本設計段階において、市民文化ホール建設委員会と積極的に協議を行い設計内容の取りまとめに活かしていくこと。」としており、基本設計図書及び実施設計図書を始めとした提出を求める成果物などを定めている。

契約金額は総額141,750,000円であり、平成24年4月に42,500,000円を前金払で支出し、平成25年9月30日に99,250,000円を完成払で支出した。

2. 監査委員の判断

まず、請求理由の「特記仕様書の建設条件が履行されず、市民文化ホールの実現を見ない」について、契約関係担当課から関係書類の提出を求め、監査を実施した。

契約とは「2人以上の当事者が合意することによって、権利義務の関係を作り出す行為」で相対する意思表示の合致によって成立するものであることから、契約当事者の意思確認のため、聞き取り調査を行った結果、「契約書に付随する特記仕様書の建設条件に記載されている、予定工事費50億円については、設計する目安としての概算事業費であり、建設工期については、期間を1年10ヶ月とする工種・工法を意味している。」との回答があった。

使用されている特記仕様書様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した標準様式を書式としたものであり、全国の官民共通理解のもと使用されていることを前提に、一般論としてはあるが、特記仕様書の建設条件は設計与条件の一部であり、発注者が設計受注者に対して設計図書を作成するための希望条件であることは明らかで、設計受注者に対し工事の施工完了期限までも義務付けたものではないと判断する。

また、特記仕様書における「施設の延床面積10,000㎡程度、予定工事費50億円」が完成設計図書では延床面積11,287.96㎡で、予定価格が55億2,220万円になった経緯について調査した。

市民文化ホールの設計は特記仕様書に従い、設計者が市民文化ホール建設委員会の要望を聞く形で行われた。それらを集計した段階で、設計者から「特記仕様書の前提条件である10,000㎡を超えている。」との報告があり、協議を重ねたが、「市民委員の意見を尊重したい。」ということで、最終的に約11,300㎡に落ち着いた。その結果50万円/㎡を維持するため、市は予定工事費を約1割程度増額することを認めた。その際、費用対効果を考慮して、費用の嵩む設備は市民文化ホール建設委員会と協議の上で断念した。

以上の経過により、延床面積、予定工事費が若干変更となったもので、特記仕様書に記載されている設計与条件(4)を遵守したに過ぎないとの結論に至った。

次に、請求理由の「設計図書に瑕疵がある」について、事業担当課から関係図書一式の提出

を求め、監査を実施した。

請求者から、設計図書についての違法・不当に係る具体的な瑕疵部分の指定がないため、膨大な量の図書について抽出調査を行った。数量積算においては、国土交通省が監修する公共建築工事積算基準を適用し、四国中央市建築工事積算基準の規定に基づき計上されていた。また、労務単価については国土交通省公共工事設計労務単価の最新年度愛媛県単価が適用されていた。その他採用単価はどれも仕様書の適用法令、適用基準に基づいた設計となっており瑕疵部分の特定はできなかった。

なお、本件請求が、入札不調に起因していることから、その背景についても調査を行った。

平成25年3月末に国土交通省から、平成25年度の公共事業設計労務単価(基準額)が公表され、「公表が始まった平成12年度以降下落が続いていたが、平成25年度には前年度を大幅に上回る15.1%増の上昇となった。」また、平成26年度の国土交通省が示す労務単価については、「入札不調の増加を踏まえ、例年の4月改訂を前倒しし2月から適用することとし、平成24年度比23.2%増となった。」とされている。

加えて、円安による輸入資材の高騰、震災被災地の復旧・復興事業の推進や消費税増税に伴う政策的公共事業の消化による事業量の増大、技術労働者不足等の影響により、予想をはるかに上回る工事費の急騰を主因とする入札不調が、全国の公共工事において続発している。実際、入札不調・不発が発注工事全体の3割以上に昇る地方自治体も現れているとして、NPO法人建設政策研究所がその見解と提言を明らかにしている。

以上の調査を踏まえ、本件市民文化ホール建設に係る入札不調については、様々な要因が重なったことによるものと考えるのが合理的ではないかと思慮するところである。

3. 結論

以上のことから、本件請求に係る「特記仕様書の建設条件が履行されず、設計図書に瑕疵があり市に損害を与えたので、市長は受注者に対し、設計委託料の適切な返還を求めよ」とする請求人の主張には、理由がないものと判断した。

よって、本請求はこれを棄却する。